

## ○八千代市マンション耐震診断費補助金交付要綱

制定 令和 3 年 3 月 29 日告示第 127 号

改正 令和 4 年 3 月 25 日告示第 55 号

令和 6 年 3 月 26 日告示第 99 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震に対するマンションの安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりの推進に資するため、マンションの耐震診断に要する費用に対し補助金を交付することに關し、八千代市補助金等交付規則（平成 17 年八千代市規則第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）のあるもののうち次のいずれにも該当するものをいう。

ア 市内に所在すること。

イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

ただし、建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）第 3 条の規定による改正前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 38 条の規定により建設大臣の認定を受けて建築されたもの（建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（平成 31 年 1 月 1 日付け国住指第 3107 号国土交通省住宅局長通知）において認定された耐震診断の方法の対象になるものを除く。）を除く。

ウ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること。

エ 居住の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 以上であること。

オ 現に居住する者がある住戸の戸数が、全住戸の戸数の 2 分の 1 以上で

あること。

カ 延べ面積が、1,000平方メートル以上で、地上階数が3以上であること。

キ 建築物の構造に係る設計図又は竣工図等があること。

(2) 管理組合 区分所有法第3条又は第65条に規定する管理を行うための団体（区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人を含む。）をいう。

(3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。

(4) 予備診断 耐震診断士が、次に掲げる調査、確認及び検討を行い、並びに本診断に要する費用を見積もることをいう。

ア 建築物の概要、構造形式及び形状並びに敷地の調査

イ 設計図書等の有無の確認

ウ 建築物の修繕履歴及び被災履歴等の調査

エ 建築物の外観調査

オ 本診断に係る次号に規定する指針等の適用の可否の検討

カ 本診断の必要性の検討

キ 本診断の実施方法の検討

(5) 本診断 耐震診断士が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の第2号から第4号まで及び次に掲げる建築物の構造に応じて当該各号に定める一般財団法人日本建築防災協会が発行する図書に記載された指針等に従って行う耐震診断をいう。

ア 鉄骨造 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説

イ 鉄筋コンクリート造 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説

ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説

エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 既存壁式プレキャスト鉄筋コ

## シメント構造建築物の耐震診断指針

- (6) 耐震診断士 次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士で同法第23条第1項に規定する登録を受けた一級建築士事務所に所属している者
  - イ 過去にマンションの耐震診断を行った実績がある者
  - ウ 都道府県知事が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会若しくは一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会又は市長がこれらと同等以上と認める講習会を受講した者
- (補助対象者)

第3条 この要綱の規定による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、マンションの管理組合（区分所有法第3条若しくは第65条又は第52条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）の集会（以下「集会」という。）において当該マンションの耐震診断をする旨の決議を経ているものに限る。）とする。

2 補助対象者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係るマンションの耐震診断を行った耐震診断士に委任することができる。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者がマンションについて予備診断又は本診断を行わせる事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項の補助事業は、1の補助対象者につきマンション1棟に限るものとする。ただし、1の補助対象者が複数棟のマンションを同一の敷地内（市長が同一の敷地内と同等と認める場合を含む。）に有する場合であって、当該複数棟のマンションの全部又は一部について一括して補助事業を行うときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象者が補助事業を遂行するために要する費用（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 本診断に要する費用は、予備診断を実施した結果、本診断が必要であるとされた場合に限り補助対象経費とする。

3 この要綱に基づき既に補助金の交付を受けた者が行う補助事業（当該既に交付を受けた補助金に係る補助事業が予備診断のみであり，かつ，当該予備診断に基づく本診断を行おうとする場合を除く。）を遂行するために要する費用は，補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 市長は，次の表左欄に定める補助事業ごとに当該補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）（その額が同表右欄に定める額を超えるときは，同欄に定める額）の合計額を補助するものとする。

予備診断	34,000円
本診断	当該マンションの住戸の戸数に40,000円を乗じて得た額又は1,200,000円のいずれか低い額

（交付申請書等）

第7条 規則第3条第1項の申請書は，八千代市マンション耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし，第5条第3項に規定する予備診断に基づく本診断を行おうとする場合において，市長が特に認めたときは，添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築年月日が分かる書類
- (2) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表
- (3) 登記事項証明書
- (4) 配置図，平面図，立面図等の建築概要が分かる図面
- (5) 用途，規模及び構造等が確認できる書類
- (6) 管理組合の規約及び耐震診断の実施に係る集会の決議書又はこれに代わるもの
- (7) 管理組合の役員名簿等の申請者が管理組合の代表者であることを証する書類
- (8) 法人登記事項証明書（管理組合が法人である場合に限る。）
- (9) 耐震診断に要する費用に係る見積書又はその写し

(10) 耐震診断を行う者が耐震診断士であることを証する書類であって、次に掲げるもの

ア 建築士法第10条の3第4項の規定による構造設計一級建築士証の写し

イ 建築士法第23条の3の規定による建築士事務所登録に係る通知書の写し

ウ 過去に行ったマンションの耐震診断及び耐震補強設計の履歴を記載した書類

エ 都道府県知事が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会若しくは一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会の過程を修了したことを証する書類の写し又は市長がこれらと同等以上と認める講習会を受講したことを証する書類の写し

(11) 本診断にあっては、予備診断の結果の報告書の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

(補助の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市マンション耐震診断費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

(変更等承認申請書等)

第10条 第8条第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市マンション耐震診断費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市マンション耐震診断費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（遅延等の報告）

第11条 第8条第3号に規定する報告は、八千代市マンション耐震診断費補助金事業遅延等報告書（第5号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を確認し、指示書（第6号様式）により、補助対象者に指示するものとする。

（実績報告書等）

第12条 規則第12条第1項の規定による報告は、八千代市マンション耐震診断費補助金実績報告書（第7号様式）によるものとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 予備診断 次に掲げる書類

- ア 予備診断結果報告書
- イ 予備診断の実施に係る契約書の写し
- ウ 予備診断に要した費用の領収書の写し

(2) 本診断 次に掲げる書類

- ア 本診断結果報告書
- イ 本診断の実施に係る契約書の写し
- ウ 本診断に要した費用の領収書の写し

3 第3条第2項の規定により、補助金の請求及び受領を耐震診断士に委任するときは、前項の書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号ウ及び第2号ウに掲げる領収書の写しに代えて、当該補助事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し

(2) 代理受領委任届出書（第8号様式）

4 規則第12条第1項前段による報告は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月15日までにしなければならない。ただし、災害その他や

むを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(確定通知書)

第13条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市マンション耐震診断費補助金交付額確定通知書（第9号様式）によるものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市マンション耐震診断費補助金交付請求書（第10号様式）により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(規則附則第4項の適用除外)

3 規則附則第4項の規定は、第8号様式について適用しない。

附 則（令和4年告示第55号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の各告示の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和6年告示第99号）

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第7条第1項）

八千代市マンション耐震診断費補助金交付申請書

年　月　日

(宛先) 八千代市長

所在地

申請者 団体名

代表者

電話番号

八千代市マンション耐震診断費補助金の交付を受けたいので、次のとおり  
申請します。

記

1 事業年度 年度

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

4 補助事業を行うマンションの所在地

所在地 八千代市

5 交付申請額 円

算出基礎

6 経費所要額 円

7 経費の配分及び使用方法

8 補助事業の着手及び完了の予定期日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

9 添付書類

(1) 建築確認通知書の写し又は建築年月日が分かる書類

(2) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表

- (3) 登記事項証明書
  - (4) 配置図、平面図、立面図等の建築概要が分かる図面
  - (5) 用途、規模及び構造等が確認できる書類
  - (6) 管理組合の規約及び耐震診断の実施に係る集会の決議書又はこれに代わるもの
  - (7) 管理組合の役員名簿等の申請者が管理組合の代表者であることを証する書類
  - (8) 法人登記事項証明書（管理組合が法人である場合に限る。）
- 
- (9) 耐震診断に要する費用に係る見積書又はその写し
  - (10) 耐震診断を行う者が耐震診断士であることを証する書類であって、次に掲げるもの
    - ア 建築士法第10条の3第4項の規定による構造設計一級建築士証の写し
    - イ 建築士法第23条の3の規定による建築士事務所登録に係る通知書の写し
    - ウ 過去に行ったマンションの耐震診断及び耐震補強設計の履歴を記載した書類
    - エ 都道府県知事が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会若しくは一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会の過程を修了したことを証する書類の写し又は市長がこれらと同等以上と認める講習会を受講したことを証する書類の写し
  - (11) 本診断にあっては、予備診断の結果の報告書の写し
  - (12) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第9条）

八千代市マンション耐震診断費補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長

印

年 月 日付で申請のあった 年度八千代市マンション  
耐震診断費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 申請を却下する。

理由

第3号様式（第10条第1項）

八千代市マンション耐震診断費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先） 八千代市長

所在地

申請者 団体名

代表者

電話番号

年　　月　　日付け八千代市 指令第　　号で交付決定を受けた八千代市マンション耐震診断費補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 事業の変更（中止・廃止）の理由

2 変更内容

第4号様式（第10条第2項）

八千代市マンション耐震診断費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認  
）決定通知書

八千代市 指令第 号  
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった八千代市マンション耐震診断費補助金の事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認する。

内容

2 承認しない。

理由

第5号様式（第11条第1項）

八千代市マンション耐震診断費補助金事業遅延等報告書

年　　月　　日

(宛先) 八千代市長

所在地

報告者 団体名

代表者

電話番号

年　　月　　日付け八千代市 指令第　　号で交付決定を受けた八千代市マンション耐震診断費補助金について、当初の計画どおり実施することが困難となりましたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業を行うマンションの所在地（地名地番）

2 報告事項

- 予定期間内に完了しない（完了予定日：　　年　　月　　日）
- 補助事業の遂行の困難
- その他（　　）

3 理由

第6号様式（第11条第2項）

指示書

八千代市 指令第 号  
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで報告のあった八千代市マンション耐震診断費補助金の事業遅延等については、八千代市マンション耐震診断費補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり指示します。

記

指示内容

第7号様式（第12条第1項）

八千代市マンション耐震診断費補助金実績報告書

年　　月　　日

(宛先) 八千代市長

所在地

報告者 団体名

代表者

電話番号

年　　月　　日付け八千代市 指令第　　号で交付決定を受けた八千代市マンション耐震診断費補助金について、事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業に要した経費の総額 円

3 交付決定を受けた補助金の額 円

4 添付書類

(1) 予備診断

ア 予備診断結果報告書

イ 予備診断の実施に係る契約書の写し

ウ 予備診断に要した費用の領収書の写し

(2) 本診断

- ア 本診断結果報告書
- イ 本診断の実施に係る契約書の写し
- ウ 本診断に要した費用の領収書の写し

(3) 第3条第2項の規定により、補助金の請求及び受領を耐震診断士に委任する場合

- ア 第1号（ウを除く。）及び第2号（ウを除く。）に掲げる書類
- イ 当該補助事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し
- ウ 代理受領委任届出書（第8号様式）

第8号様式（第12条第3項）

代理受領委任届出書

年　月　日

(宛先) 八千代市長

所在地

届出者 団体名

代表者

印

電話番号

私は、下記の者に、 年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市マンション耐震診断費補助金の請求及び受領に関する一切の権限を委任することを届け出ます。

記

委任される者

1 事業者の所在地

2 事業者名

3 代表者名

上記届出に基づく権限の委任を届出者から受けることに同意します。

事業者（受任者）

事業者の所在地

事業者名

代表者名

第9号様式（第13条）

八千代市マンション耐震診断費補助金交付額確定通知書

八千代市 指令第 号  
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付で実績報告のあった 年度八千代市マンション  
耐震診断費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知し  
ます。

記

交付確定額 円

第10号様式（第14条）

八千代市マンション耐震診断費補助金交付請求書

年　　月　　日

(宛先) 八千代市長

所在地

請求者 団体名

代表者 ㊞

電話番号

年　　月　　日付け八千代市 指令第　　号で補助金の額の確定の通知を受けた八千代市マンション耐震診断費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

3 振込先

金融機関	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

